

令和7年度 八王子市立山田小学校 いじめ防止基本方針

八王子市立山田小学校
校長 佐藤 洋

1 いじめ防止対策推進法の制定と対応

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

(いじめ防止対策基本法 第一章 総則 第二条)

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。

3 いじめの禁止

(いじめ防止対策基本法 第一章 総則 第四条)

児童等は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題に対する基本方針

- ア 組織で対応：「いじめはどの学校、どの学級においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、すべての教職員・関係者（教育委員会・家庭・地域）が情報を共有し、共通の認識のもと連携し、組織全体でいじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。
- イ 自己有用感の醸成：自分は「かけがえのない存在として必要とされている」ことを実感できるように、確かな学力、豊かな人間関係、成就感や達成感を味わえる教育活動を展開する。
- ウ 相談体制の充実：児童が困り感や困難さを感じた時に一人で悩みを抱えない環境を整える。
- エ 教員の人権感覚の向上：教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることが無いよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

5 いじめ対策の柱

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定【本方針】
- イ ハートタイムでの情報共有(月4回)、学校いじめ対策委員会(定例週1回、随時)SSW, SC 参加、いじめに関する連絡協議会(全体会)(学期1回)の実施
- ウ いじめに関する教員研修の実施：4, 9, 1月
- エ いじめ実態調査(ふれあい月間他)：6, 11, 2月→相談できる大人がいない児童0
- オ 「子ども見守りシート」の活用：随時
- カ いつでも相談できる体制の充実：SC面談(5年は全員面談、6年は希望者面談)の実施
- キ いじめに関する授業の実施：全学級 道徳の授業等每学期1回以上 SOSの出し方に関する教育命を大切に授業(7月)
- ク Q U調査(5, 6年)実施、結果の活用、異学年活動(スマイルタイム)、児童会活動の充実：通年
- ケ いじめ対策実施状況の点検・評価の実施：学校評価等 6月, 12月
- コ いじめ等相談窓口の情報提供(市, 都, 国)
- サ 子ども家庭支援センター、児童相談所、学童やSSW, SC等外部機関との定期的な情報交換